



# 令和6年度保育所等利用のご案内



保育所等へは下の表「保育所等に入所できる基準」のいずれかに該当することにより家庭で子どもを保育できない場合に限り、入園申請及び利用ができます。入所を希望する方は、本利用案内をよくお読みのうえ、葉山町子ども育成課（1階7番窓口）に申請に必要な書類を提出してください。

本利用案内の「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育施設等のことを指します。

## ●保育所等に入所できる基準について

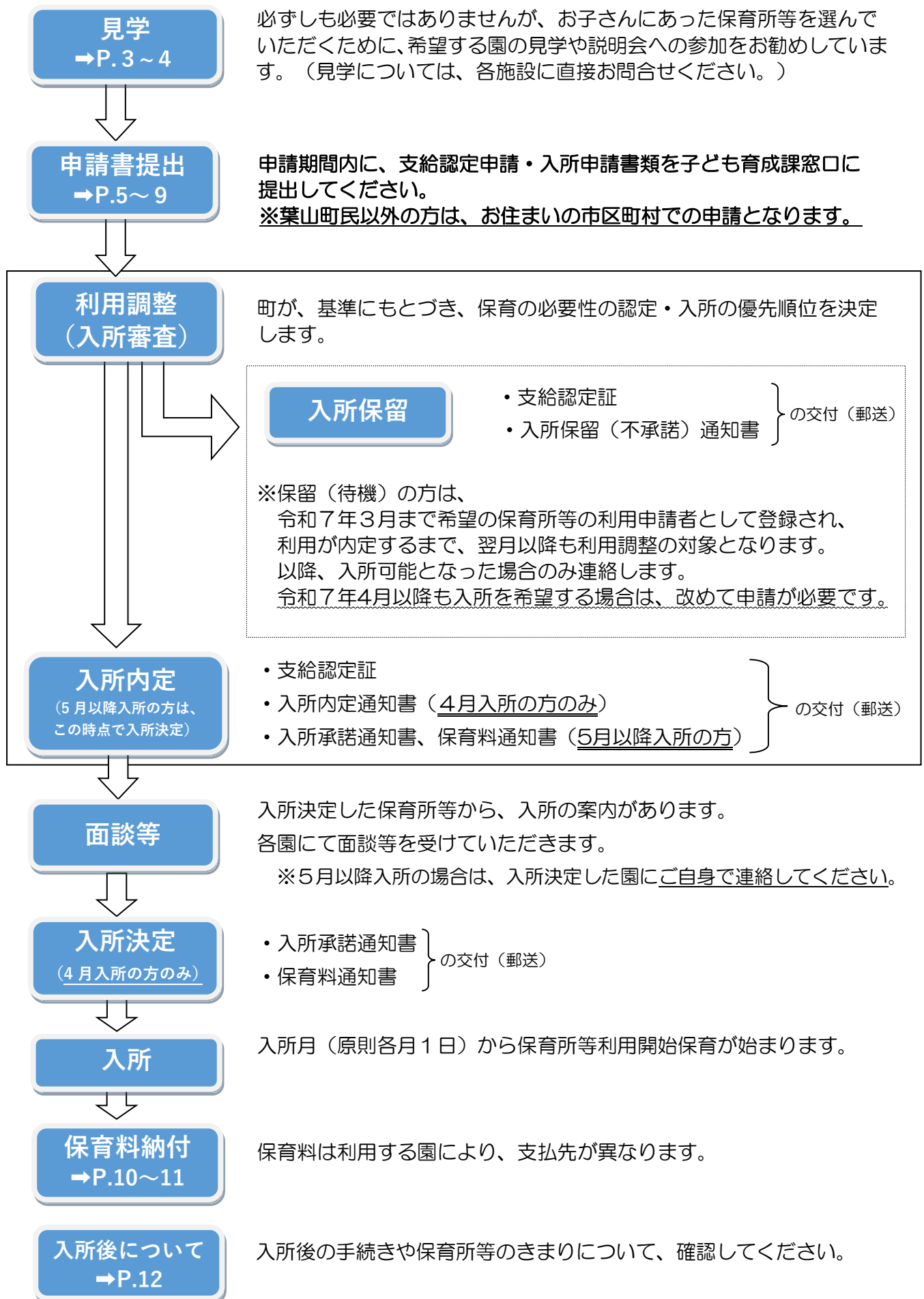
	保育の必要性 (保護者の状況)	基準	保育必要量 (※1)	在園できる期間
①	就労	月64時間以上の労働をしている。	就労時間が 月120時間以上 標準時間(※2) 月64時間以上 短時間(※2)	小学校就学前まで (ただし、失職した場合は「求職活動」に同じ)
②	妊娠、出産	妊娠中または出産後間がなく保育が困難である。	標準時間	産前産後8週間 (※3)
③	疾病、負傷 又は精神若しくは身体に障害を有している	・障害者手帳(1級から3級)、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている。 ・1ヶ月以上の入院、療養	標準時間	必要がなくなるまでの期間
④	介護・看護	同居又は長期入院している親族の介護・看護をしている。	介護・看護に係る時間が 月120時間以上 標準時間(※2) 月64時間以上 短時間(※2)	
⑤	災害復旧	自宅の復旧作業に当たっている。	標準時間	
⑥	求職活動	求職活動をしている。	短時間	
⑦	就学	大学・専門学校・職業訓練校等にて就学をしている。	就学時間が 月120時間以上 標準時間(※2) 月64時間以上 短時間(※2)	通学期間中
⑧	虐待やDVのおそれがあること		標準時間	
⑨	育児休業	育児休業取得時に保育所等に既に在園している児童がおり、育児休業中も引続き保育が必要な場合 (在園中の保護者のみ)	短時間	育休該当児童が1歳になるまで。(ただし、保育所等に入所できなかった場合は2歳まで。)
⑩	その他、上記に類する状態として認められる場合		標準時間 または 短時間	

※1 保育必要量とは、国が定めた基準に応じて保育を受けられる時間のことをいい、「標準時間(最長11時間)」、「短時間(最長8時間)」に分類されます。(p.5参照)

※2 ①④⑦については、それぞれの必要書類を提出することで保育必要量を決定する際に合算することができます。また、保育必要量には通勤・通学時間等も含むことができます。

※3 出産予定日の8週前の日が属する月の初日から、産後8週に当たる日が属する月の末日まで。  
例) 出産予定日が9月1日の場合、「出産予定日の8週前の日」は7月8日、「産後8週に当たる日」は10月27日であるため、在園できる期間は7月1日～10月31日となります。

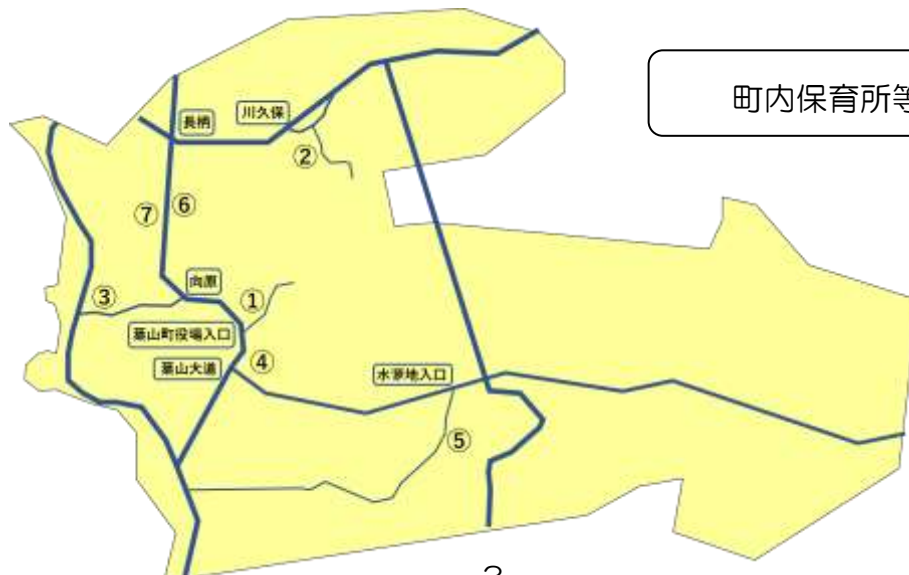
## 1. 保育所等にかかる申請から入所までの流れ



## 2. 葉山町内の保育所等一覧

- 各保育園の開所時間を確認していただき、開所時間内にお迎えが可能な園のみ申込をしてください。開所時間の括弧書きは土曜日の時間です。
- 延長保育は、令和5年10月時点での情報を掲載しております。園ごとに延長保育料が異なりますので、ご確認ください。
- 小規模保育施設は2歳児クラスまでとなります。3歳児クラス以降は連携施設へ入所することができますが、連携施設と異なる施設を希望の際は改めて申請が必要となります。

施設名 (運営主体)		定員	保育年齢	開所時間 (下段土曜日)	短時間保育	延長保育	施設所在地 (電話番号)	連携 保育施設	
認可保育所	①	葉山保育園 (公立)	100	生後57日 以上	7:30~19:00 (17:00)	9:00~17:00	18:30~ 30分300円	堀内2050-9 (875-6246)	-
	②	葉山にこここ 保育園 (私立)	85		7:00~19:00 (18:00)	9:00~17:00	18:00~ 30分407円 月極30分2,500円 月極60分4,000円	長柄991-1 (875-2324)	-
	③	葉山ぎんのすず 保育園 (私立)	60		7:00~19:00 (18:00)	8:30~16:30	18:00~ 10分100円 月上限6,000円	堀内1130-1 (854-9057)	-
	④	おひさま保育室 (私立)	30		7:30~19:00 (18:30)	8:30~16:30	月極30分4,000円 月極60分8,000円	一色 1531-11 (876-3277)	-
	⑤	風の子保育園 (私立)	42		7:00~20:00 (18:00)	9:00~17:00	18:00~ 15分200円 月極30分3,000円 月極60分6,000円	上山口 1658-2 (874-5414)	-
小規模 施設 保育	⑥	芽ぐみ保育室 (私立)	10	生後6か月 以上~ 3歳未満	8:00~18:30 土曜日休み	8:30~16:30	18:00~ 15分250円 月極30分4,000円 月極60分8,000円	堀内670 (875-3166)	(3歳児クラス 以降) おひさま 保育室
	⑦	みんくい ナーサリー (私立)	15	生後6か月 以上~ 3歳未満	7:30~19:00 (18:00)	8:30~16:30	18:30~ 30分500円	堀内718-2 (854-5206)	(3歳児クラス 以降) 明照幼稚園



町内保育所等 MAP

### 3. 【令和6年4月入所希望者向け】事前説明会について

施設名	日時	申込	申込先
葉山保育園	随時(施設に直接お問合せください)		875-6246
葉山にこにこ保育園	令和5年10月31日(火) 10:00~11:00	要	875-2324
	令和5年11月11日(土) 10:00~11:00		
	令和5年11月17日(金) 10:00~11:00		
葉山ぎんのすず保育園	随時(施設に直接お問合せください)		854-9057
おひさま保育室	令和5年10月14日(土) 9:30~10:30	要	876-3277
風の子保育園	令和5年11月11日(土) 10:00~11:00	要	874-5414
	令和5年11月25日(土) 10:00~11:00		
芽ぐみ保育室	令和5年10月14日(土) 11:00~12:00	要	875-3166
みんくいナーサリー	随時(施設に直接お問合せください)		854-5206

### 4. 【令和6年4月入所】町内保育所等の募集状況

葉山町内の保育所等が令和6年4月に新たに募集する児童の人数は、次のとおりです。  
 なお、令和5年10月1日時点での見込みのため、在園児の状況等により変動する場合があります。  
 募集人数が「0」の場合も今後変動することがあるため、申請することができます。

令和5年10月1日時点

	施設名	クラス別募集人数					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
認可 保育所	葉山保育園	3	12	3	2	7	1
	葉山にこにこ保育園	10	3	1	0	0	0
	葉山ぎんのすず保育園	9	3	0	0	0	1
	おひさま保育室	2	0	2	0	0	0
	風の子保育園	2	3	0	2	1	1
小規模 保育施設	芽ぐみ保育室	2	3	0			
	みんくいナーサリー	2	4	1			

<参考>令和6年度クラス年齢

クラス	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

## 5. 支給認定について

保育所等の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で「支給認定」を受けることとなっています。

「支給認定」とは、教育・保育の給付を受けるために必要な資格で、年齢や保育の必要性により区分されています。保育所等の入所申請と併せて申請してください。

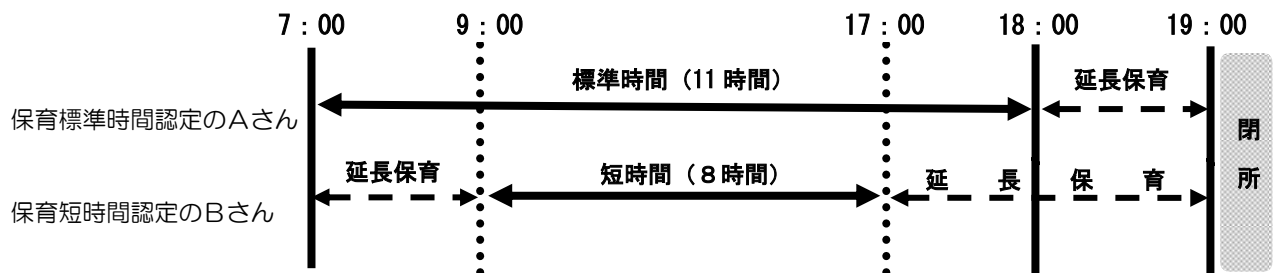
支給認定の区分		利用時間 (※1)	年齢	保育の 必要性 (※2)	利用できる施設・事業
1号認定	教育標準時間	—	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	保育標準時間	最長 11 時間	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用）
	保育短時間	最長 8 時間			
3号認定	保育標準時間	最長 11 時間	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用） 家庭的保育事業・小規模保育事業 事業所内保育事業（地域枠）等
	保育短時間	最長 8 時間			

※1 実際に保育所等を利用する時間は、保護者の就労等の状況を踏まえて園と調整していただきます。  
なお、開所時間・保育時間は各施設によって異なります。保育所等一覧(P.3)でご確認ください。

※2 保育所等に入所できる基準(P.1)でご確認ください。

### 《利用時間の例》

開所時間 7 時～19 時【標準時間 7 時～18 時・短時間 9 時～17 時】の保育所の場合



※延長保育は、保育料とは別に延長保育料がかかります。

※育児休業中や求職活動中は原則延長保育を利用しない等、園により制限があります。  
園のルールに従ってご利用をお願いします。

「支給認定」の区分によって、  
保育所等を利用できる時間が  
異なります



## 6. 入所申請について

保育所等の利用を希望される方は、必要書類をそろえて、保育所等の利用を希望する月の申込締切日までに、子ども育成課（1階7番窓口）へ提出してください。

**⚠ 令和5年度の入所申請をしている場合であっても、再度申請が必要です。**

### (ア) 町内に住民票があり、町内の保育所等の利用を希望するとき

令和6年4月入所	
一次受付	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申込期間 郵送の場合：令和5年11月1日（水）～令和5年11月10日（金）[消印有効] 窓口の場合：令和5年11月13日（月）～令和5年11月30日（木）</li><li>● 利用調整結果 令和6年1月26日（金）発送予定</li></ul>
二次受付	一次受付の結果、定員に空きがある場合のみ受付を行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 申込期間 郵送/窓口：令和6年1月10日（水）～令和6年2月5日（月）[消印有効]</li><li>● 利用調整結果 令和6年2月22日（木）発送予定</li></ul>
令和6年5月以降（年度途中）入所	
随時受付	<ul style="list-style-type: none"><li>● 申込締切日 入所希望月の前月10日（<u>土日祝日の場合は前開庁日</u>）</li><li>● 利用調整結果 入所希望月の前月20日以降</li></ul>

※一次受付後に提出された書類は、原則二次受付扱いとなります。特別な事情により締切日までに書類が揃わない場合は、必ず締切日より前にご相談ください。

※郵便事故等への対応はできません。

※利用調整の結果（入所の可否）は文書でご案内します。窓口や電話での照会は一切受けません。

※転園申請をしている場合は、転園を辞退し元の園に残ることはできません。

#### 出生前の仮申請について **※令和6年4月入所 一次受付のみ**

一次受付の申込期間以降に出産予定で、令和6年4月から0歳児クラスの利用を希望する方は、出生前に仮申請をすることができます。

対象者：令和6年2月4日（日）までに生まれる予定のお子さま

申請方法：①申請書の児童氏名等は空欄で申請いただき、母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が確認できる部分）を添付してください。

②出生後、**令和6年2月14日（水）**までに正式な入所申請を行う必要があります。正式な入所申請を行わなかった場合は、出生前の仮申請は無効となります。詳しい手続きについては、子ども育成課までお問い合わせください。

(イ) 町内に住民票があり、町外の保育所等の利用を希望するとき

受付窓口	葉山町 子ども育成課（1階7番窓口）
申込締切日	希望園が所在する市区町村が定める締切日の一週間前まで
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>希望園が所在する市区町村に、①申込締切日、②保育所等の正式名称、③添付書類等を事前にご確認ください。</li><li>利用調整は希望園が所在する市区町村が実施します。結果は葉山町子ども育成課から通知します。</li></ul>

(ウ) 町外に住民票があり、町内の保育所等の利用を希望するとき

葉山町へ転入予定の方

受付窓口	現在お住まいの市区町村
申込締切日	<b>【令和6年4月入所】</b> P.6（ア）一次受付、二次受付それぞれの申込締切日の一週間程度前まで <b>【令和6年5月以降入所】</b> P.6（ア）随時受付の申込締切日の一週間程度前まで
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>入所日の前月末日までに転入することが条件となります。（内定した場合でも、入所日の前月末日までに転入が確認できなければ内定取消となります。）</li><li>申込締切日までに転入予定の事実が確認できる書類（「不動産売買契約書」や「賃貸契約書」の写し等）を提出できる場合に限りま。</li><li>町内に住民票がある方と同じ扱いで利用調整を行います。</li><li>申請様式は、葉山町が指定する様式をご使用ください。 現在お住まいの市区町村の様式でご提出された場合は、<u>転入後、葉山町の様式で再度支給認定申請および入所申請が必要となります。</u></li><li>入所の可否は、現在お住まいの市区町村に郵送にて回答します。</li></ul>

(エ) 町外に住民票があり、町内の保育所等の利用を希望するとき

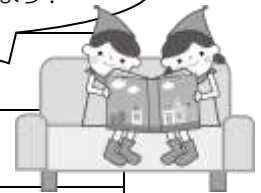
葉山町へ転入予定のない方

受付窓口	現在お住まいの市区町村
申込締切日	<b>【令和6年4月入所】</b> P.6（ア）二次受付のみ申込可。二次受付の申込締切日の一週間程度前まで <b>【令和6年5月以降入所】</b> P.6（ア）随時受付の申込締切日の一週間程度前まで
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>原則、町に住民票がある方を優先し利用調整を行いますので、定員に満たなかった場合や内定者の辞退等で空きができた場合に利用調整の対象となります。</li><li>申請様式は、現在お住まいの市区町村が指定する様式をご使用ください。</li><li>入所の可否は、現在お住まいの市区町村に郵送にて回答します。</li></ul>

## 7. 申請に必要な書類

### (1) すべての方が必要な書類

必要書類を確認し、  
期日に余裕をもって申請しよう！



1	提出書類確認票
2	教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書
3	入所児童確認表
4	保育所等入所申込書補助票
5	マイナンバー（個人番号）記入用紙
6	保育を必要とする証明書類 ※父・母ともに必要です。P.9（3）の表をご確認ください。
7	窓口に来る方のマイナンバーがわかるもの【窓口提出の場合】 ※ただし、5マイナンバー（個人番号）記入用紙の「葉山町が職権で確認することへの同意欄」にチェックいただければ、用意は不要です。 (例：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書)
8	窓口に来る方または申請者の本人確認書類 (例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ※郵送の場合は写しを添付



★1～5の書類は葉山町指定様式です。様式および記入例は葉山町ホームページに掲載しています。  
【 ホーム ▶ 子育て・教育 ▶ 入園・入学・教育 ▶ 保育園・幼稚園 ▶ 保育園の利用について 】

### (2) 世帯の状況により必要となる書類（該当する項目がある場合に必要書類を提出ください。）

世帯の状況	必要書類
令和5年1月1日現在、 葉山町に住民登録がない方 (令和5年1月2日以降に転入された方)	「令和5年度住民税（非）課税証明書」の写し (令和5年1月1日にお住まいの市区町村で取得できます。) 令和6年4月～令和6年8月までの入所希望時に必要です。
令和6年1月1日現在、 葉山町に住民登録がない方 (令和6年1月2日以降に転入された方)	「令和6年度住民税（非）課税証明書」の写し (令和6年1月1日にお住まいの市区町村で、令和6年6月以降に 取得できます。) 令和6年9月～令和7年3月までの入所希望時に必要です。
転入予定の方	「不動産売買契約書」または「賃貸契約書」の写し等 (転入時期、転入後の住所が分かる資料)
在宅障害児（者） を有する世帯の方	次のいずれかの写し 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神保健福祉手帳」、 「特別児童扶養手当証書」
親族等と住所が同一番地だが、 建物が別棟等で、生計が別の方	各世帯の「公共料金の領収書」直近3か月分



(3) 保育の必要性を証明する書類 (保護者それぞれ状況に該当する必要書類を提出ください。)

保護者等の状況		必要書類
就 労	居宅外就労 (外勤・居宅外自営)	<p>「就労証明書」(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明日から<b>3ヵ月以内</b>のものが有効です。</li> <li>・産休育休中の方は、産休育休前の就労実績を証明してください。</li> <li>・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。</li> <li>・内容を就労先に電話等で確認する場合があります。</li> </ul> <p>「就労状況申告書」(※1)(※2) 証明日から<b>3ヵ月以内</b>のものが有効です。</p> <p>「育児休業からの復職に関する申立書」(※1) 入所申請時点で、育児休業を取得中の場合(育休延長希望を除く)は提出してください。</p>
	居宅内就労 (内職・居宅内自営)	<p>「就労証明書」(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> <p>「就労状況申告書」(※1) 証明日から<b>3ヵ月以内</b>のものが有効です。</p> <p>「自営の証明書類」 (確定申告書に添付する青色申告決算書若しくは収支内訳書、開業届又は営業許可証等の写し)</p>
妊娠、出産		「母子健康手帳」の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)
病気や障害がある		次のいずれかの写し(ただし、複数の手帳を所持している場合はすべて) <p>「診断書」(保育が困難な状況、傷病名、療養等を要する期間が記載されたもの)</p> <p>「身体障害者手帳」(本人欄・手帳番号・障害名が確認できる部分)</p> <p>「療育手帳」(本人欄・手帳番号・障害名が確認できる部分)</p> <p>「精神保健福祉手帳」(本人欄・手帳番号・障害名が確認できる部分)</p>
同居又は長期入院している親族の介護・看護		<p>「介護・看護状況申告書」(※1)</p> <p>「介護・看護を要する状態であることの証明書類」 (診断書、手帳の写し等)</p>
災害復旧		「り災証明書」
求職活動		入所後3ヵ月以内に「就労証明書」(※1)を提出
就学		<p>「学生証」または「在学証明書」</p> <p>「時間割がわかる資料」</p>

※1 葉山町指定様式です。様式および記入例は葉山町ホームページに掲載しています。

[ ホーム ▶ 子育て・教育 ▶ 入園・入学・教育 ▶ 保育園・幼稚園 ▶ 保育園の利用について ]

※2 就労先が複数ある場合や、複雑な変則勤務で、就労証明書のみでは就労状況の把握が難しい場合に提出してください。

⚠ 証明書類は、保護者(父・母)に加え、同居親族についても提出が必要です。  
上記書類の提出がない場合は、入所の優先順位が下がることがあります。

⚠ 証明書等の提出がない場合には、求職活動と同等ランク(認定期間が3ヵ月)の取り扱いとなります。

## 8. 保育料について

### (1) 決定方法

保育料は、保護者（父・母）にかかる町民税額、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等によって決定します。また、保護者（父・母）の収入が一定未満の場合には、同居親族の町民税等で決定される場合があります。

＜参考＞保育料算定のもととなる町民税額

- ・税額控除の住宅借入金等特別控除等（※）の適用を受ける前の「所得割額」を用います。
- ・毎年 9 月に新しい年度の町民税額で保育料を算定し直します。  
（令和6年4月～8月分の保育料は前年度（令和5年度）の町民税額、令和6年9月～令和7年3月分の保育料は、当年度（令和6年度）の町民税額により算定します。）
- ・未申告又は保育料算定書類が不足している場合は「仮算定」となり、最も高い階層の保育料で算定します。無収入であっても、収入がなかった旨の申告が必要となります。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除および配当控除

### (2) 支払方法

利用する施設により、支払先・支払方法が異なります。なお、保育料は公立私立に関わらず同額です。

＜認可保育所の場合＞

- ・原則、町が口座振替（※）で徴収します。
- ・振替日は、月の末日（土日祝日のときは翌営業日）となります。

※口座振替の申込みができる金融機関

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、横浜銀行、湘南信用金庫、  
かながわ信用金庫、よこすか葉山農業協同組合、ゆうちょ銀行

- ・他市町村の公立保育所は、町が決定した保育料を、当該保育所の所在する市区町村が徴収します。

＜認定こども園、小規模保育施設等の場合＞

各施設にて徴収します。支払方法等については直接施設にお問い合わせください。

### (3) 幼児教育・保育無償化について

- ・3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。（年度中に3歳に到達しても、当該年度中は「2歳児クラス」です。）
- ・0～2歳児クラスは、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。
- ・実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。ただし、食材料費のうち副食費（おかず代等）については、3～5歳児クラスの年収360万円未満相当の世帯または全所得階層の第3子以降の児童を対象に免除されます。免除対象者には入所決定後、別途通知します。
- ・副食費免除の対象とならない3～5歳児クラスの副食費は、園に直接お支払いください。
- ・0～2歳児クラスの副食費は保育料に含まれるため、徴収はありません。

保育料表

※令和5年10月時点のもので、改正される場合があります。

階層	区分		保育料(月額)			
			0～2歳児クラス		3～5歳児 クラス	
			標準時間	短時間		
1	生活保護世帯	第1子	0	0	0	
2	町民税非課税世帯	第1子	0	0	0	
3	町民税 均等割のみ	一般	第1子	7,300	7,100	0
			第2子	3,650	3,550	0
		ひとり親等	第1子	3,150	3,050	0
			第2子	0	0	0
4	所得割課税額 48,600円未満	一般	第1子	10,600	10,400	0
			第2子	5,300	5,200	0
		ひとり親等	第1子	4,800	4,700	0
			第2子	0	0	0
5	所得割課税額 57,700円未満	一般	第1子	17,200	16,900	0
			第2子	8,600	8,450	0
		ひとり親等	第1子	8,600	8,450	0
			第2子	0	0	0
	所得割課税額 60,000円未満	一般	第1子	17,200	16,900	0
			第2子	8,600	8,450	0
		ひとり親等	第1子	8,600	8,450	0
			第2子	0	0	0
6	所得割課税額 77,101円未満	一般	第1子	19,200	18,800	0
			第2子	9,600	9,400	0
		ひとり親等	第1子	9,000	9,000	0
			第2子	0	0	0
	所得割課税額 97,000円未満	第1子	19,200	18,800	0	
		第2子	9,600	9,400	0	
7	所得割課税額 169,000円未満	第1子	31,800	31,200	0	
		第2子	15,900	15,600	0	
8	所得割課税額 230,000円未満	第1子	41,000	40,300	0	
		第2子	20,500	20,150	0	
9	所得割課税額 301,000円未満	第1子	46,000	45,200	0	
		第2子	23,000	22,600	0	
10	所得割課税額 397,000円未満	第1子	59,400	58,300	0	
		第2子	29,700	29,150	0	
11	所得割課税額 397,000円以上	第1子	61,400	60,300	0	
		第2子	30,700	30,150	0	

注1 3～11階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園等に入園している場合、年齢の高い順から第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

注2 町民税所得割57,700円未満の一般世帯および町民税所得割77,101円未満のひとり親世帯等に限り、年齢制限を撤廃します。

注3 町民税所得割77,101円未満のひとり親世帯等のうち満3歳未満児の第6階層については、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第1子は9,000円、第2子以降は0円となります。

注4 年齢の判定は入園年度の初日の年齢で決定し、年度の途中で誕生日が到来しても年齢の判定は変わりません。

注5 ひとり親等（第3階層～第6階層）とは、ひとり親家庭や児童の属する世帯に障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人がいる場合が対象です。

注6 3～5歳児クラスについては、無償化に伴い保育料負担はありません。ただし、実費として徴収されている費用（給食費、行事費など）は、無償化対象外です。

## 9. 変更があったときの届出について

次の場合は、変更日の前月までに子ども育成課（1階7番窓口）へ届出をするとともに、入所している園へ連絡してください。

主な変更事由		提出書類	
		変更届(※)	その他必要な書類
入所後	保育所等の利用をやめる		「保育実施の解除届（退園届）」
	町外に転出する		「保育実施の解除届（退園届）」
	町内転居をする	○	
	氏名、世帯構成に変更があった	○	「口座振替依頼書」 （保育料引落口座に変更がある場合）
	就労状況が変わった	○	「就労（雇用内定）証明書」
	育児休業を取得する ※在園中の保護者のみ ※育児休業にかかる児童が1歳になるまで（ただし、保育所等に入所できなかった場合は2歳まで）の期間、現在入所中の児童（兄、姉）は継続利用が可能。	○	・育休辞令 または ・「就労（雇用内定）証明書」
	育児休業が終了し復職する		10. を参照
	父母等の税額に変更があった		申告書の控えの写し等
	転園したい ※育児休業中の場合は、復職を前提とする		「保育所等変更申込書」
(入所保留中) 申請中	入所申請を取り下げる		「保育所入所申請取下書」
	世帯状況や保育の必要性に変更があった	○	変更内容によって異なります。お問い合わせください。
	入所申請で希望した園を変更する		「保育所等変更申込書」

※変更届＝「教育・保育給付認定変更申請書 兼 申請内容変更届」

## 10. 入所後の育児休業の取り扱いについて

現在、育児休業中の方が保育所等に入所した場合は、入所日の翌月1日までに復職していただきます。  
復職日から30日以内に、復職日を確認できるもの（勤務先で発行される辞令又は「就労（雇用内定）証明書」）をご提出ください。

## 11. 入所後の継続確認について ※毎年更新手続きが必要です。

入所後、次年度の入所継続の希望や家庭の状況確認を行うため、12月頃に入所の継続確認を行います（手続きを行わない場合、次年度の利用ができなくなります）。なお、必要に応じて面接による資格審査を行うことがあります。

## 12. 長期欠席について

保護者等の都合で園を長期間（おおむね2ヶ月を超えて）欠席する場合は、事前にご相談ください。

## 13. 保育所等のきまりについて

各施設ごとに、保育所等のきまりが異なります。個人負担の教材費や持ち物、ならし保育の期間や延長保育の時間などそれぞれの保育所等のきまりを守るようお願いいたします。

原則として、土曜日の保育は、就労等で児童を保育できない方を対象としています。また、平日でも両親のどちらかがお休みの場合は、保育の利用ができないなどの制限があります。



連絡及びお問い合わせ先

〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135

葉山町 福祉部 子ども育成課 児童福祉係

電話 046(876)1111 内線221